令和９年度教育利用版
利用のご案内

～幼稚園・認定こども園（教育利用）～

もくじ

1 はじめに

（1）教育・保育施設とは　1 P

（2）令和９年度の年齢別クラス　1 P

（3）子ども・子育て支援新制度について　2 P

2 入所手続きについて　3 P

3 新制度に移行している施設への新規入所を検討している方へ

（1）申請について　4 P

（2）幼児教育・保育の無償化について　4 P

（3）副食費の免除について　4-5 P

（4）副食費のお支払いについて　6 P

（5）入所後のお手続きについて　6 P

（6）その他　6 P

4 新制度に移行していない施設への新規入所を検討している方へ

（1）申請について　7 P

（2）幼児教育・保育の無償化について　7 P

（3）副食費の補足給付について　8 P

（4）入所後の手続きについて　8 P

5 預かり保育の無償化について

（1）対象者　9-10 P

（2）無償化となる範囲　11 P

（3）給付認定申請について　11-12 P

6 施設一覧　13-14 P

★提出書類チェックリスト　15 P

ながの子育て応援キャラクター

サイまる

プロフィール

誕生日　3月3日　　好きなもの　山菜
年齢　永遠の33歳　　嫌いなもの　ポイ捨て
出没地　三才駅ほか

長野市 こども未来部 保育・幼稚園課

〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地（第二庁舎２階）

TEL　026-224-8031（直通）

FAX　026-264-5355

ホームページ　https://www.city.nagano.nagano.jp

1　はじめに

（1）教育・保育施設とは

現在、小学校にあがる前のお子さんの通う施設（以下、教育・保育施設という）は、昔からあった保育所と幼稚園に、認定こども園や地域型保育事業といった最近新しくできた施設を加え、大きく４種類に区分されます。

◆　教育・保育施設区分

施設区分	幼稚園	認定こども園		保育所	地域型保育事業
		教育利用	保育利用		
目　的	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼少期の教育を行う学校	教育と保育を一体的に行う施設		就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育をする施設 （養護及び教育を一体的に行う施設）	
特　徴	● 午後2時くらいまでの教育時間のほか、ほとんどの施設で教育時間の前後に預かり保育を実施 ● 保護者の就労の有無などにかかわらず、利用が可能	● 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設 ● 保護者が働かなくなった場合など、就労状況が変わった場合でも、継続利用が可能（満3～5歳児）		● 保護者の就労等にあわせて夕方までの保育のほかに、ほとんどの施設で延長保育を実施 ● 利用できる保護者は、共働き世帯など家庭で保育ができない者	
対象年齢	満3歳～5歳児		0歳～5歳児		0歳～2歳児
学　区	特になし				
利用時間	4時間を基準に各施設が定める教育時間（※預かり保育あり）		教育・保育給付認定により決まる利用時間 ● 保育標準時間…　最長11時間まで利用可能 ● 保育短時間……　最長8時間まで利用可能（延長保育あり）		
休　み	土曜（※施設によっては、自由登園・預かり保育あり）、日曜、国民の祝日、夏・冬・春に長期休日あり		日曜、国民の祝日、年末年始など		
利用選考	各施設が選考		保育の必要度に応じて市が基準に基づき利用調整		

現在ご覧いただいているこの冊子は、『令和９年度教育利用版　利用のご案内』です。保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業（以下、保育施設という）の利用を希望する方は、『令和９年度保育利用版　利用のご案内』をご覧ください。保育利用版は、保育・幼稚園課、各施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業所）で配布していますので、ご希望の方はお問い合わせください。（市ホームページからもご覧いただけます。）

市ホームページ▼

（2）令和９年度の年齢別クラス

利用申し込みにあたってのクラス年齢は令和９年４月１日時点での年齢です。年度内に誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

幼稚園・認定こども園（教育利用）（以下、教育施設という）へ正式に入所ができるのは、３歳になる誕生日の前日からです。

◆　クラス年齢表

クラス年齢	生年月日			
満3歳児	令和６年(2024年)　4月2日　～			
3歳児（年少）	令和５年(2023年)　4月2日　～	令和６年(2024年)　4月1日		
4歳児（年中）	令和４年(2022年)　4月2日　～	令和５年(2023年)　4月1日		
5歳児（年長）	令和３年(2021年)　4月2日　～	令和４年(2022年)　4月1日		

施設によっては、満３歳に達する前から２歳児として受け入れている場合もありますが、３歳になる誕生日の前々日までは、認可外としてのお預かりになります（２歳児受入の実施状況は、13 ページ以降に掲載の施設一覧でご確認ください）。

（3）子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度という）は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために平成 27 年４月にスタートした制度です。

現在、長野市内の教育施設は、この新制度への移行状況によって、「新制度に移行している施設」と、「新制度に移行していない施設」の２つに分けられます。利用(希望)施設が、どちらに当てはまるかによって今後の手続きが異なりますので、まず、下の表で利用(希望)施設がどちらに区分されるのかをご確認ください。

◆ 新制度に移行している施設

《認定こども園》

- 信学会長野幼稚園
- 善光寺保育園
- 博愛保育園
- つましな保育園
- 中御所保育園※1
- 芹田東部こども園
- 信学会栗田こども園
- 長野ひまわり幼稚園
- 北条こども園
- 古牧東部保育園
- 旭幼稚園
- 済生会長野保育園※1
- 吉田マリア幼稚園
- 若草幼稚園
- 信学会昭和幼稚園
- すずらん保育園
- 信濃ひまわり幼稚園
- まめじまこども園※1
- 風間保育園
- みかさ幼稚園
- 朝陽学園
- ひかり園
- 信学会長野北幼稚園
- 信学会若槻こども園
- 皐月かがやきこども園
- 雷鳥保育園
- 小柴見保育園※1
- 信学会安茂里幼稚園
- 信学会裾花幼稚園
- 松ヶ丘保育園
- 小市こども園
- 豊野みなみ
- 篠ノ井幼稚園※1
- 子供の園保育園
- 円福幼稚園
- 松代幼稚園
- まきば保育園
- 若穂幼稚園
- 川田
- フレンドこども園
- ころぽっくるこども園
- 川中島こども園
- 丹波島こども園
- 長野大橋保育園
- 俊英幼稚園
- 東長野幼稚園
- 下氷鉋保育園
- 南長野幼稚園※1
- なかじょう保育園

《幼稚園》

- パドマ幼稚園
- 長野日本大学幼稚園
- 和光幼稚園
- 古里中央幼稚園
- こどもの森幼稚園

※1 令和９年度移行予定

◆ 新制度に移行していない施設

《幼稚園》

- 長野あけぼの幼稚園
- ルンビニ幼稚園
- 古牧あけぼの幼稚園

※施設ごとに教育方針があり、教育内容も施設によって異なりますが、それは新制度に移行しているか、移行していないかによって優劣があるものでもありません。
ただし、利用にあたっての手続き方法や無償化の方法は異なります。先に利用希望施設がどちらに区分されるかを確認してから、該当する区分の手続き方法をご覧ください。

◆ 新規入所を検討している方

手続きが異なることから、以降、本書においても「新制度に移行している施設」と「新制度に移行していない施設」で一部のご案内が分かれています。利用(希望)施設が区分される方のご案内を確認のうえ、お手続きをしてください。

新制度に移行している施設

以下のページをご覧ください

「２ 入所の手続きについて」（３ページ）
「３ 新制度に移行している施設への新規入所を検討している方へ」（４～６ページ）

新制度に移行していない施設

以下のページをご覧ください

「２ 入所の手続きについて」（３ページ）
「４ 新制度に移行していない施設への新規入所を検討している方へ」（７～８ページ）

◆ 利用開始後、預かり保育の利用を検討している方（区分共通）

→「５ 預かり保育の無償化について」（9～12 ページ）

2　入所手続きについて

～新制度に移行している施設・移行していない施設共通～

◆ 申請期間

令和８年 10 月 20 日（火）～（各施設の定める日）

◆ 申請方法

●申請先　　利用を希望する施設

※保育施設と併願する場合は、『令和９年度保育利用版　利用のご案内』（８ページ）「⑥施設を併願する場合」をご覧ください。

●提出書類

- 施設指定の書類　→ 詳しくは、利用（希望）施設へお尋ねください。
- 給付認定申請書 兼 利用申込書
- マイナンバー記入用紙
- 該当の方のみ提出が必要な書類

→ 詳しくは、「提出書類チェックリスト」（15 ページ）をご覧ください。

◆ 申請にあたっての注意事項

① 提出書類について

- 申請の際は、施設が定める書類に加えて、長野市が定める必要な書類を不備なく揃えてください。
- マイナンバーの提出について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、父母及び申請児童の個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。また、なりすましなどを防止するために、申請時にマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行います。
  『マイナンバー記入用紙』に給付認定申請書の「申請者氏名」欄に記載された保護者の番号確認書類と身元確認書類の写しを貼付し提出してください。
- 提出を受けたマイナンバー及び特定個人情報は、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務に使用するものであり、法令で定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。
- ひとり親世帯で、その事実が児童扶養手当の申請状況等から確認できない場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の提出を依頼することがあります（外国籍の方は独身証明書とその和訳）。また、離婚調停（裁判）中であって、かつ別居していることが家庭裁判所交付の事件係属証明書及び住民票上で確認できる場合に限り、相手方の書類の提出は必要ありません。
- 預かり保育の無償化を希望する場合、『給付認定申請書』を提出する際に、保育を必要とする理由を証明する書類を添付することで、同時に施設等利用給付認定の新２号・新３号について申請をすることができます。詳しくは、「5 預かり保育の無償化について」（9～12 ページ）をご覧ください。

② 利用の決定について

- 利用の決定は各施設が行います。決定方法は施設によって異なりますので、事前に利用希望施設に確認をしてください。

③ 長野市にお住まいのまま、長野市外にある施設の利用を希望する場合（広域利用）

- 施設への申し込みと別に長野市へ教育・保育給付認定の申請をし、認定を受ける必要があります。保育・幼稚園課（026-224-8031）までお問い合わせください。

④ 長野市に転入予定の方が、転入前に申し込む場合

- 申請時点では長野市外にお住まいであっても、転入予定として教育・保育給付認定を申請することはできますが、令和９年４月から利用を希望される場合は、実際の利用開始日（入園式）にかかわらず、令和９年３月末までに引っ越し及び転入の届出を済ませておく必要があります。
- 年度途中からの利用を希望する場合は、利用開始予定日の前日までに必ず引っ越し及び転入の届出をしてください。

⑤ 申請後、申請内容に変更があった場合

- 世帯状況（結婚、離婚など）等の変更が生じた場合は、必ず施設へご連絡のうえ、必要書類を提出してください。

3　新制度に移行している施設への新規入所を検討している方へ

（1）申請について

◆ 対象者

新制度に移行している教育施設の利用を希望する場合、利用のための認定を受ける必要があります。

◆ 教育・保育給付認定の種類（3種類）

認定の申請は、各施設への利用申し込みと同時に行うことができます。市は、保護者からの申請を受けて審査を行い、認定をした際は『支給認定証』を保護者に交付します。

教育・保育給付認定の区分は、以下の表のとおり３種類あり、区分によって利用できる施設が異なります。

下の表のとおり、新制度に移行している教育施設を利用できるのは、１号認定を受けたお子さんです。１号認定は、３歳になる誕生日の前日から受けることができます。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となるお子さん	教育を受ける満3歳～5歳児 （保護者の就労等の要件なし）	保護者の就労等により保育を必要とする満3歳～5歳児	保護者の就労等により保育を必要とする0歳～2歳(満3歳まで)
利用できる主な施設	● 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園 ● 認定こども園（教育利用）	● 保育所 ● 認定こども園（保育利用）	● 保育所 ● 認定こども園（保育利用） ● 地域型保育事業
施設を利用できる時間	教育標準時間認定 （4時間程度の教育時間）	2・3号認定は、保護者の就労時間等によって施設を利用できる時間が2種類に区分されます。 ● 保育標準時間…　1日11時間まで利用可能 （就労の場合、月120時間以上勤務） ● 保育短時間……　1日8時間まで利用可能 （就労の場合、月64時間以上勤務）	

（2）幼児教育・保育の無償化について

満３歳から５歳児クラスの保育料は、無償化により市または施設への支払いは必要ありません。ただし、預かり保育料※、通所送迎費（バス代）、食材料費（主食費・副食費）、行事費などの実費部分はこれまでどおり保護者負担（無償化対象外）となります。

※　別途申請により無償化の対象となる場合があります。詳しくは「5　預かり保育の無償化について」（9～12 ページ）をご覧ください。

（3）副食費の免除について

次のいずれかに該当する児童の副食費を免除します。

- 年収 360 万円未満相当世帯のお子さん
- ３人目以降のお子さん（注）

（注）市町村民税所得割課税額により、きょうだいカウントが異なります。「◆きょうだい区分（きょうだいに数え方）について」（5 ページ）をご覧ください。

免除対象となる世帯及びその世帯が利用する施設には、保育料決定通知の際に、免除対象である旨を併せてご通知します（「副食費免除対象範囲」（5 ページ）をご覧ください）。

この免除にかかる手続きはありませんが、免除対象者の確認においては、該当年度の市町村民税所得割課税額を用います。該当年分の所得に対する申告が行われていない場合や、その当時海外にいて収入資料の提出がない場合は、実際は年収 360 万円未満相当にあたる世帯だったとしても免除対象となりません。

◆ 対象者の確認上、提出が必要な書類

① 令和7年1月1日以降、海外勤務等で海外にいた（もしくは、現在もいる）場合

海外での収入がわかる書類の提出が必要な場合があります。保育・幼稚園課までお問い合わせください。

② 通常の確定申告期間以降に、確定申告・修正申告等により税額変更があった場合

申告書等の写しを速やかに提出してください。申告により新たに免除対象となる場合は、その提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月から対象となります（市民税額の変更月に遡って対象とするものではありません）。また、過年度分の対象の再確認及び再確認に伴う副食費の還付は原則できません。

③ 世帯構成に変更がある場合

世帯構成（保護者の結婚、離婚（離婚調停中を含む）等）の変更に伴って新たに免除対象となる（または、免除対象から外れる）場合があります。『給付認定変更申請書』を提出してください。新たに免除対象となる場合は、その提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月から対象となります。

◆ 年度切り替えの時期について

免除対象の確認は、４月から８月までは令和８年度（令和７年中所得）、９月から翌年３月までは令和９年度（令和８年中所得）の市町村民税所得割課税額を用いて行われます。令和９年度の市町村民税所得割課税額が前年度と異なる場合、９月から新たに免除対象となったり、また逆に免除対象から外れたりすることがあります。

● 市町村民税所得割課税額の年度切り替え

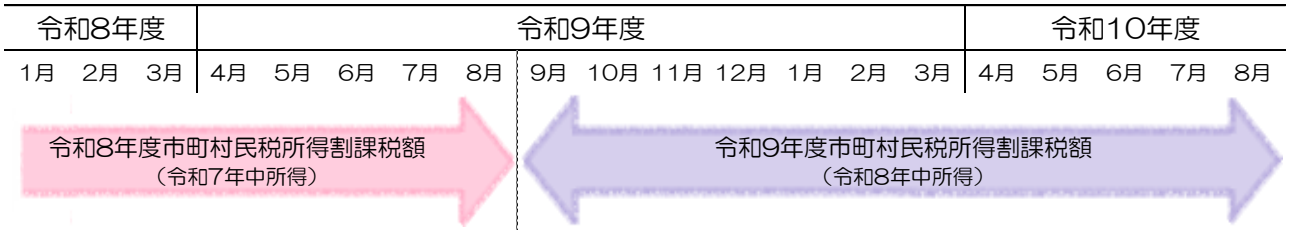

◆ きょうだい区分（きょうだいの数え方）について

利用するお子さんが小学校３年生までの範囲で、最年長のお子さんから順にカウント（ただし、兄姉が就学前の場合は、教育・保育施設等を利用注していること）して３人目以降にあたるとき、市町村民税所得割課税額にかかわらず免除対象となります。

- 市町村民税所得割課税額が 77,701 円未満の世帯 …きょうだいの年齢に係わらず、生計を一にする最年長のお子さんから順にカウント
- 〃 77,701 円以上の世帯 … 小学校３年生までの範囲で、最年長のお子さんから順にカウント（ただし、兄姉が教育・保育施設等注を利用していること

注 カウント対象となる兄姉の

『教育・保育施設等の利用』について

教育・保育施設等の利用には、教育・保育施設（幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業）への通所に加えて、企業主導型保育事業・特別支援学校の幼稚部・児童心理治療施設通所部への通所、または児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援等の利用も含みます（認可外保育施設は含まれません）。ただし、教育・保育施設及び企業主導型保育事業以外を利用している場合は、年度ごとに在学証明書または受給者証の写しの提出が必要です。算定年度の切り替えのため途中から該当するようになる場合もありますので、必ず年に１回（申し込み時または現況届時）提出をしてください。

参考 令和8年度 副食費免除対象の範囲（赤枠内）

表 1号認定（満3～5歳児） 幼稚園、認定こども園

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		副食費免除対象の範囲		
定　義		満3歳以上児		
		1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯				
市町村民税非課税世帯				
市町村民税所得割課税額	77,101円未満の世帯			
	77,101円以上の世帯			

きょうだいカウント 年齢制限なし

（小学校3年生以下） 年齢制限あり

※世帯の状況にかかわらず、免除対象範囲は表にある階層区分によります。

（4）副食費のお支払いについて

利用施設	納付先	納付方法	納付日（口座振替日）
市立認定こども園	長野市	口座振替	月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
幼稚園、私立認定こども園	利用施設	利用施設が定める方法	利用施設が定める日

◆ 市立認定こども園をご利用の方（長野市へ納付いただく場合）

お支払いは原則口座振替となります。口座振替の手続きは「口座振替 WEB 申込サービス」がご利用いただけます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。　市ホームページ▶

（5）入所後のお手続きについて

① 教育・保育給付認定内容の変更について

氏名、住所、世帯構成等に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請（届出）が必要となります。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

例1 保護者の離婚（離婚調停中、かつ別居状態である場合を含む）や結婚など、世帯構成に変更があった場合

※ 離婚調停中の場合は、家庭裁判所に『事件係属証明書』を請求し、『変更申請書』に添付してください。

例2 結婚、離婚や養子縁組などによって児童や保護者の氏名に変更があった場合

なお、申請によって新たに副食費の免除対象となる場合は、その提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月から対象となります。

② 『現況届』の提出について

新年度の継続確認と世帯の状況確認を兼ねて、年に１度『現況届』の提出をしていただきます。詳しくは、利用開始後利用施設を通じてご案内いたします。

③ 施設の転所について

新制度に移行している施設や保育施設へ転所する場合は、月末退所・月初入所となります。手続き方法については、新制度に移行している施設への転所の場合は「入所手続きについて」（3 ページ）を、保育施設への転所の場合は『令和９年度保育利用版　利用のご案内』をご覧ください。

④ 施設の退所について

１か月間を超えて施設の利用がない場合は、退所となります。再入所については、各施設での判断となりますので、希望がある場合は退所前にあらかじめ施設とご相談ください。

⑤ 施設を利用中に長野市外へ転出する場合

長野市外へ転出したとき、長野市での給付認定期間は転出日の属する月の末日までとなります。翌月以降も継続して施設の利用を希望する場合は、転出先の市区町村で教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。申請の方法については、転出先の市区町村にご確認ください。

（6）その他

◆ 認定こども園の教育・保育利用の区分変更について

認定こども園は、満３歳以上のお子さんについては保護者の保育要件の有無にかかわらず利用できる施設です。例えば、「就労」を理由に保育利用をしている途中で保護者が働かなくなったときでも、教育利用の受入が可能であれば、給付認定区分を保育利用から教育利用に変更して通いなれた施設を引き続き利用することができます。

ただし、教育利用から保育利用に利用を変えたい場合は、同じ施設であっても保育利用として改めて希望月の申し込み期間内に通常申し込みをしていただく必要があります。

通常申し込みについて詳しくは、『令和９年度保育利用版 利用のご案内』に掲載しています。保育利用版は、保育・幼稚園課、各施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業所）で配布していますので、ご希望の方はお問い合わせください。

4　新制度に移行していない施設への新規入所を検討している方へ

新制度に移行していない教育施設の利用を希望する場合、無償化の対象となるためには、認定を受ける必要があります。

認定の申請は、各施設への利用申し込みと同時に行うことができます。市は、保護者からの申請を受けて審査を行い、認定をした際は『施設等利用給付認定決定通知書』を保護者に交付します。

（1）申請について

◆　施設等利用給付認定の種類（3 種類）

施設等利用給付認定の区分は、以下の表のとおり３種類あり、いずれか１つの認定を受けていただくことになります。

認定区分	新1号認定	新2号認定	新3号認定
対象となるお子さん	教育を受ける満3歳～5歳児（保護者の就労等の要件なし）	保護者の就労等により保育を必要とする3歳児～5歳児	保護者の就労等により保育を必要とする市町村民税非課税世帯の満３歳児※（※満３歳になった日から最初の３月31日までにあるお子さん）

（2）幼児教育・保育の無償化について

満３歳から５歳児クラスの入園料※1 と保育料の合計額に対し、月額上限 28,000 円まで無償化となります。月途中に入退所した場合、その月の上限は日割計算により算定されます。その合計額が、上限の 28,000 円を超えた場合、その差額を施設にお支払いいただきます。お支払いの時期や方法は利用施設によって異なりますので、詳しくは各利用（希望）施設へご確認ください。また、預かり保育料※2、通所送迎費（バス代）、食材料費（主食費・副食費※3）、行事費などの実費部分はこれまでどおり保護者負担（無償化対象外）となります。

※１　入園年度のみが対象であり、入園料を入園年度の在籍月数で割ったひと月あたりの料金。

※２　別途申請により無償化の対象となる場合があります。詳しくは「５　預かり保育の無償化について」（9～12 ページ）をご覧ください。

※3　別途申請により免除対象となる場合があります。詳しくは「（3）副食費の補足給付について」（8 ページ）をご覧ください。

◆　保育無償化における月額上限について

新制度に移行していない施設については、施設が定める金額に対し、月額 28,000 円まで無償化となります。月途中に入退所した場合、その月の上限は日割計算により算定されます。

（例）　入園料 40,000円　、月額保育料　25,000円　の施設に入所した場合

パターン1　12か月間在籍した場合

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
利用料	入園料	a	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	40,000円
	保育料	b	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	300,000円
	入園料+保育料	a+b	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	28,330円	339,960円
上限額		c	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	336,000円
保護者負担金額		(a+b)-c	330円	330円	330円	330円	330円	330円	330円	330円	330円	330円	330円	330円	3,960円

パターン2　8か月間在籍した場合

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
利用料	入園料	a	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円					40,000円
	保育料	b	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円					200,000円
	入園料+保育料	a+b	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円					240,000円
上限額		c	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円					224,000円
保護者負担金額		(a+b)-c	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円					16,000円

※入園料を在籍月数で割った金額と月額保育料とを足した金額を、上限額 28,000 円と比べるため、年度途中に入退所した場合、年度いっぱい（12 か月間）在籍した場合よりも保護者負担が高くなることがあります。

※施設が定める金額が、上限額 28,000 円を超えた場合、その差額を施設にお支払いいただきます。お支払いの時期や方法は、利用施設ごとに異なりますので、詳しくは各利用(希望)施設へお問い合わせください。

（3）副食費の補足給付について

次のいずれかに該当するお子さんの副食費については月額最大 5,100 円（注1）まで免除（補足給付）します。

- 年収 360 万円未満相当世帯のお子さん
- ３人目以降のお子さん（注2）

（注１）金額は変更になる場合があります。

（注２）市町村民税所得割課税額により、きょうだいカウントが異なります。「◆きょうだい区分（きょうだいに数え方）について」（5 ページ）をご覧ください。

◆申請方法

後日、利用（希望）施設を通じて、ご案内します。

（4）入所後の手続きについて

①　施設等利用給付認定内容の変更について

氏名、住所、世帯構成等に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請（届出）が必要となります。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

例1　保護者の離婚（離婚調停中、かつ別居状態である場合を含む）や結婚（事実婚を含む）など、世帯構成に変更があった場合

※　離婚調停中の場合は、家庭裁判所に『事件係属証明書』を請求し、『変更申請書』に添付してください。

例2　結婚、離婚や養子縁組などによって児童や保護者の氏名に変更があった場合

②　『現況届』の提出について

新年度の継続確認と世帯の状況確認を兼ねて、年に１度『現況届』をご提出いただきます。詳しくは利用開始後、利用施設を通じてご案内いたします。

③　施設を利用中に長野市外へ転出する場合

長野市外へ転出したとき、長野市での給付認定期間は原則転出日の前日までとなります。転出以降も継続して施設の利用し、無償化を受けるためには、転出先の市区町村で施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。転出が決まりましたら、転出届出前に利用施設または保育・幼稚園課までご相談ください。

5　預かり保育の無償化について

幼稚園・認定こども園（教育利用）については、保育の必要性の認定（新２・３号認定）を受けた場合、預かり保育の利用料についても、利用日数に応じて無償化の対象になります。

（1）対象者

- 保護者の就労等により保育を必要とする３歳児～５歳児（新２号認定を受けたお子さん）
- 保護者の就労等により保育を必要とする市町村民税非課税世帯の満３歳児（新３号認定を受けたお子さん）

①　保育を必要とする理由と認定有効期間

保育の必要性の認定（新２・３号認定）を受ける場合は、保護者（両親）のいずれもが、下の表にあるいずれかの「保育を必要とする理由」に該当することが必要です（祖父母など親族によって保育が可能かは考慮しません）。

「下の子の育児に手がかかるため」「同年代の友達ともっと遊ぶ時間を作りたい」「集団生活をより長く体験させるため」等の理由では、認定を受けることはできません。

◆ 保育を必要とする理由

	保育を必要とする理由	内容（適用条件）	認定有効期間
1	就労	児童の保護者が1か月あたり**64時間以上**の就労を**常態**としていること	新2号認定→小学校就学の始期に達するまで 新3号認定→満3歳に達した年度の末日まで
2	妊娠、出産	児童の保護者が妊娠中であるか、または出産後間もないこと	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3	保護者の疾病、障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があること	1（就労）に同じ
4	同居または長期入院等している親族の介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う介護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっていること	1（就労）に同じ
5	災害復旧	火災、風水害、地震などによる復旧の間	災害復旧が完了すると見込まれる日まで
6	求職活動 （起業準備を含む）	児童の保護者が求職活動を**継続して**行っていること	認定の効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	児童の保護者が1か月あたり64時間以上就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしていること	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
8	虐待やDVのおそれがあること		1（就労）に同じ
9	その他市長が認める理由	（上記1～8に類するものと認められる状態にある場合として、）別居をしている介護・看護が必要な祖父母がおり、児童の保護者がいつもその祖父母の介護・看護にあたっていること	1（就労）に同じ

② 保育を必要とする理由に関する注意事項

（ア）「1 就労」について

- フルタイム、パートタイム、夜間、自営業をはじめとした居宅内労働など、基本的にすべての就労を含みます。
- 家事、家業手伝い、家庭菜園等で給与を伴わない場合は該当しません。
- 産前・産後休暇及び育児休業を終了し復職する場合、復職前に申請があれば復職日からの認定となりますが、復職した段階で『復職証明書』を提出していただきます。『復職証明書』の提出がなく、復職したことが確認できない場合、認定を取り消すことがあります。

（イ）「2 妊娠、出産」について

- 母子手帳が発行された時点から申請が可能です。
- 認定期間は、出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。ただし、保護者の希望によっては出産（予定）月を含まない３か月以内を限度として延長することができます。
- 認定期間終了後も引き続き新２・３号認定の継続を希望する場合は、認定期間が終わる前に、その後の保育を必要とする理由を証明する書類を添えて変更申請をする必要があります（認定期間が終了し新１号となる場合も変更申請は必要です）。ただし、育児休業は保育を必要とする理由に該当しません。

（ウ）「3 保護者の疾病、障害」について

- 治療または療養の期間が原則として１か月以上に渡るものを指します。ただし、自宅療養者については原則として疾病、障害によって常態的に児童の保育に支障がある場合に限ります。
- 『診断書』の場合はその内容について、市から保護者及び医療機関等に対して詳細の確認をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

（エ）「4 同居または長期入院等している親族の介護・看護」について

- 介護・看護を受ける方の状態や介護・看護に要している時間を総合的にみて、保育の必要性があるかを判断します。なお、介護・看護に要している時間には、通常行う範囲の家事（食事の用意や洗濯など）の時間は含まれません。
- 介護・看護を受ける方の状態について、介護保険の利用状況や、『診断書』の内容について、市から保護者及び医療機関等に対して詳細の確認をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

（オ）「6 求職活動」について

- 面接のための企業訪問やハローワークでの相談など外出を必要とする活動や、求職サイトや派遣会社への登録等の活動を指します。単なる求人情報誌等の閲覧や電話等、客観的に証明できない場合は求職活動とみなされない場合があります。
- 認定期間が終わる前に『就労証明書』を提出いただくことにより、以降も継続して新２・３号認定を受けることができます。
- 「求職活動」には起業準備も含みますが、認定期間内に事業を開始することが必要です。認定期間が終わる前に『就労証明書』と『事業を営んでいることがわかる書類』を提出することにより、以降も継続して新２・３号認定を受けることができます。
- 求職活動を理由としたまま期間満了となった場合、同じ年度内に再び求職活動を理由として認定を申請することはできませんので、ご注意ください（保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業に利用申し込みをする場合を含む）。

（カ）「7 就学」について

- 学校教育法に基づく学校への在学及び通学を指し、通信教育は含みません。
- 職業訓練校等における職業訓練を含みますが、求職活動の一環としての取り扱いとなります。求職活動と同じく、認定期間が終わる前に『就労証明書』を提出いただくことにより、以降も継続して新２・３号認定を受けることができます。

（キ）「9 その他市長が認める理由」における別居している祖父母の介護・看護について

- 祖父母とは、児童からみて祖父・祖母にあたる者とし、認定においては、「4 同居または長期入院している親族の介護・看護」と同様に取り扱います。

（2）無償化となる範囲

◆ 国の幼児教育・保育の無償化

490 円 × 利用日数（利用日数に応じて月額上限額は変動します。）

●支給限度額

- 新２号認定を受けたお子さん…預かり保育利用料のうち月額最高 12,300 円まで
- 新３号認定を受けたお子さん…預かり保育利用料のうち月額最高 17,700 円まで

◆ 長野市幼稚園等預かり保育支援事業

下記の補助対象月において、預かり保育に係る国の幼児教育・保育無償化分を超過した利用料について

月額 10,000 円を上限に補助

●補助対象月　　４月、７月、８月、３月　（長期休業のある月）

◆ 補助のしくみ

（例） 1時間あたり　100円　の利用料を設定している施設の預かり保育を利用した場合

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
利用料	利用時間	a	40時間	30時間	45時間	190時間	190時間	15時間	20時間	60時間	60時間	90時間	10時間	120時間	870時間
	利用日数	b	20日	10日	15日	17日	20日	15日	20日	12日	20日	20日	10日	20日	199日
	単価×利用時間	C=100円*a	4,000円	3,000円	4,500円	19,000円	19,000円	1,500円	2,000円	6,000円	6,000円	9,000円	1,000円	12,000円	87,000円
国の無償化　上限額（490円×利用日数）		D=490円*b	9,800円	4,900円	7,350円	8,330円	9,800円	7,350円	9,800円	5,880円	9,800円	9,800円	4,900円	9,800円	
国の無償化後の保護者負担額		C>Dの場合 E=C-D	0円	0円	0円	10,670円	9,200円	0円	0円	120円	0円	0円	0円	2,200円	22,190円
長野市預かり保育支援事業　補助額		F（補助対象月:4･7･8･3月）	0円			10,000円	9,200円							2,200円	21,400円
保護者実質負担額		4･7･8･3月:E-F 他の月:E	0円	0円	0円	670円	0円	0円	0円	120円	0円	0円	0円	0円	790円

夏休み等の長期休業がある月は国の無償化の制度上、保護者の負担が発生しやすい状況のため、長野市が独自に補助を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

『国の無償化 上限額』は『利用日数』に応じて変化しますので、1か月あたりの利用時間が同じでも月額上限額を超える場合があります。

※　上記の例では、国の無償化だけでは保護者負担が年間 22,190 円発生しますが、長野市預かり保育支援事業により保護者負担は年間 790 円となります。

（3）給付認定申請について

◆ 申請方法

●申請先　　利用を希望する施設

●提出書類

施設利用申し込みと同時に申請する場合（『給付認定申請書』に添付して提出してください。）		・保育を必要とする理由を証明する書類
施設利用開始後（年度途中）に追加申請する場合	新制度に移行している施設を利用している場合	・給付認定申請書（保育認定追加申請用） ・保育を必要とする理由を証明する書類
	新制度に移行していない施設を利用している場合	・給付認定変更申請書 ・保育を必要とする理由を証明する書類

◆ 申請にあたっての注意事項

① 提出書類について

- 申請の際は、15 ページの「提出書類チェックリスト」で確認のうえ、必要な書類を不備なく揃えてください。未提出書類があったり、書類に不備があったりした場合、認定が遅れ、希望する期間の利用料補助（無償化）を受けることができなくなる可能性があります。（当初の申請日にさかのぼって認定するものではありません。）
- 同居の祖父母等の保育を必要とする理由を証明する書類の提出は必要ありません。
- きょうだい同時に申請する場合は、保育を必要とする理由を証明する書類については、１人の申請書に原本を添付し、他のきょうだいの申請書にはコピーを添付してください。

▼保育を必要とするごとの必要書類

保育を必要とする理由	必要書類
就労	・就労証明書 所定様式 （農業の場合は出荷伝票を添付）
妊娠、出産	・母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されている箇所）
保護者の疾病、障害	次のいずれかの書類 ・診断書 所定様式 ・障害者手帳（身体4級以上）等の写し
同居または長期入院等している親族の介護・看護	タイムスケジュール表 所定様式 と次のいずれかの書類 ・診断書 所定様式 ・障害者手帳（身体2級以上）等の写し ・介護保険の要介護3以上の認定結果の写し
災害復旧	・り災証明書
求職活動（起業準備を含む）	・求職に関する申立書 所定様式
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	時間割（カリキュラム）表と次のいずれかの写し ・在学証明書または学生証 ・公共職業安定所発行の指示書等
その他市長が認める理由	介護・看護に同じ

申請後、保育を必要とする理由に変更があった場合は、必ず施設か保育・幼稚園課までご連絡のうえ、必要書類を提出してください。
預かり保育利用後に虚偽が判明した場合は、認定が取り消しになる可能性があります。

※　所定様式は、利用（予定）施設から受け取るか、市ホームページからダウンロードすることができます

②施設等利用給付認定内容の変更について

- 就労先など保育を必要とする理由等に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請（届出）が必要となります。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

例1　就労を理由に認定を受けていて、就労状況に変化（勤務時間の変更など）があった場合や、就労から離れる（退職、産前休暇など）場合

例2　求職活動を理由に認定を受けていて、就労先が決まった（内定をもらった）場合

③保育を必要とする理由の確認について

- 長野市では、新２・３号認定が適正に申請されているかを確認するため、例えば「求職活動」を理由に新２・３号認定を受けている場合は、求職活動内容を、「就労」を理由に新２・３号認定を受けている場合は『就労証明書』にある勤務実態を保護者及び事業主に確認することがあります。
- 「就労」を理由に新２・３号認定を受けているにもかかわらず所得がない場合には、給与支払明細等の追加提出を求めることがあります。
- 求職活動や就労実態等の確認ができなかった場合は、給付認定の有効期間であっても認定を取り消す場合があります。

④『現況届』への保育を必要とする理由を証明する書類の添付について

- 新年度の継続確認と世帯の状況確認を兼ねた『現況届』を提出する時点で新２・３号認定を受けている場合は、保育を必要としている理由に引き続き該当しているのかも同時に確認をします。
- 『現況届』提出の際に、保育を必要とする理由を証明する書類を添付してください。
- 詳しくは利用開始後、利用施設を通じてご案内いたします。

⑥　施設を利用中に長野市外へ転出する場合

- 長野市外へ転出したとき、長野市での給付認定期間は原則転出日の前日までとなります。転出以降も継続して施設を利用し、預かり保育の無償化を受けるためには、転出先の市区町村で認定を受けていただく必要があります。申請の方法については、転出先の市区町村にご確認ください。

保育の必要性の認定（新２・３号認定）を受けられなかった場合や、途中で認定理由に該当しなくなった場合でも、預かり保育を利用していただくことは可能です。
ただし、無償化の対象とはなりません。施設が定めた利用料をお支払いください。

6　施設一覧

認定こども園

	施設名（所在地）	定員	通常教育時間（教育標準時間）	最大開所時間	土曜日開所時間	2歳児受入	子育て支援	入園料・保育料	弁当・給食実施日数	バス（月額）	制服	電話番号
私	信学会長野幼稚園（上松4-22-1）	210	10:00～14:00	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 年4回 / 給食 週5日	4,180円	○	241-4087
私	善光寺保育園（箱清水2-12-17）	9	9:00～16:00	7:00～19:00	預 7:00～19:00	―	◎	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	―	232-6601
私	博愛保育園（鶴賀202-1）	15	8:30～16:30	7:15～19:30	―	―	◎	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	227-2204
私	つましな保育園（妻科294-4）	6	8:30～16:30	7:30～19:30	預 7:30～19:30	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	―	234-2066
私	中御所保育園[注5]（中御所2-29-7）	6	8:30～16:30	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	―	226-7065
私	芹田東部こども園（稲葉2166-2）	15	9:00～15:00	7:30～19:00	―	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	226-8332
私	信学会栗田こども園（七瀬3-6）	6	9:00～15:00	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 年2回 / 給食 週5日	―	○	226-6254
私	長野ひまわり幼稚園（若里1-22-16）	130	9:00～15:00	7:00～19:00	預 7:00～19:00	○	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	3,500円	○	226-2342
私	北条こども園（高田94-5）	6	8:00～16:00	7:00～19:00	預 8:00～17:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	243-1703
私	古牧東部保育園（南長池858）	20	9:00～16:00	7:15～19:15	預 9:00～16:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	243-0470
私	旭幼稚園（三輪4-1-32）	80	8:30～15:00	8:00～19:00	―	○	○	入園料・保育料 0円	弁当 週5日 / 給食 希望者（週5日可）	3,500円 きょうだい割引有	―	232-4363
私	済生会長野保育園[注5]（三輪8-43-8）	10	8:30～16:30	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	―	232-6227
私	吉田マリア幼稚園（吉田1-16-24）	60	8:30～15:00	7:30～19:00	―	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	往復3,000円 片道2,000円	○	241-3897
私	若草幼稚園（吉田3-15-4）	105	8:30～15:00	7:30～18:30	―	応相談	○	入園料 25,000円 保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	3,500円 きょうだい割引有	―	241-4151
私	信学会昭和幼稚園（柳原1455）	100	10:00～14:00	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 年4回 / 給食 週5日	4,180円	○	243-6366
私	すずらん保育園（浅川西条871）	10	8:30～16:30	7:30～19:00	預 8:30～16:30	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	1,000円 朝のみ	―	295-5203
私	信濃ひまわり幼稚園（大豆島2869）	72	9:00～15:00	7:00～19:00	預 7:00～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	221-3788
私	まめじまこども園[注5]（大豆島6382）	6	8:30～16:30	8:30～18:30	―	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	221-1056
私	風間保育園（風間1910-1）	15	9:00～16:00	7:30～19:00	―	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	221-5496
私	みかさ幼稚園（石渡256）	33	8:30～16:00	7:30～19:00	預 8:30～16:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	3,000円	○	217-5180
私	朝陽学園（南堀125-1）	15	9:00～15:00	7:30～18:30	預 7:30～18:30	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	254-5220
私	ひかり園（檀田2-8-22）	60	9:00～15:00	7:30～18:30	―	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	241-3896
私	信学会長野北幼稚園（若槻団地1-385）	60	10:00～14:00	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 年4回 / 給食 週5日	4,180円	○	244-2271
私	信学会若槻こども園（若槻団地1-509）	6	9:00～15:00	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	―	243-2070
市	皐月かがやきこども園（上野2-120-2）	11	8:30～15:00	7:30～18:30	預 7:30～18:30	―	◎	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	―	295-4100
私	雷鳥保育園（田子230-1）	10	8:00～16:00	7:30～19:00	預 7:30～18:30	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	○	296-7428
私	小柴見保育園[注5]（小柴見228）	6	8:30～16:30	7:00～19:00	預 7:00～18:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 ― / 給食 週5日	―	―	226-9008
私	信学会安茂里幼稚園（安茂里1185-1）	40	10:00～14:00	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 年4回 / 給食 週5日	4,180円	○	226-7688
私	信学会裾花幼稚園（伊勢宮2-7-1）	105	10:00～14:00	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 年4回 / 給食 週5日	4,180円	○	227-3632
私	松ヶ丘保育園（安茂里小市1-39-16）	9	8:30～16:30	7:30～19:30	―	―	◎	入園料・保育料 0円	弁当 年2回 / 給食 週5日	2,300円 片道利用可	○	228-6173
私	小市こども園（安茂里小市3-8-19）	15	8:30～16:00	7:30～19:00	預 7:30～19:00	―	○	入園料・保育料 0円	弁当 年3回 / 給食 週5日	―	―	228-6778

	施設名（所在地）	定員	通常教育時間（教育標準時間）	最大開所時間	土曜日開所時間	2歳児受入	子育て支援	入園料・保育料	弁当・給食実施日数	バス（月額）	制服	電話番号
私	豊野みなみ（豊野町豊野430-6）	10	8:30～16:30	7:00～19:00	－	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	－	257-4599
私	篠ノ井幼稚園[注5]（篠ノ井布施高田351）	120	8:30～15:00	7:30～18:30	預 7:30～18:30	○	◎	入園料 40,000円 保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	3,000円	○	292-0468
私	子供の園保育園（篠ノ井布施高田688-5）	8	8:30～16:30	7:30～19:00	預 7:30～18:30	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 年2回 / 給食 週5日	－	－	292-0673
私	円福幼稚園（篠ノ井横田772）	150	8:30～15:00	7:30～19:00	預 7:30～18:30	○	○	入園料・保育料 0円	弁当 月1日 / 給食 週5日	往復3,000円 片道1,500円	○	292-1094
私	松代幼稚園（松代町松代167）	35	9:00～15:00	7:30～18:30	預 7:30～18:30	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 週1日 / 給食 週4日	2,500円～4,000円	○	278-2041
私	まきば保育園（松代温泉330-1）	9	8:30～16:30	7:00～19:00	預 8:30～16:30	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	往復3,000円 片道1,500円	○	278-8330
私	若穂幼稚園（若穂綿内8602-1）	75	8:30～16:00	7:30～19:00	預 8:30～16:00	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	3,000円	○	282-4412
私	川田（若穂川田1937）	15	9:00～15:30	7:30～18:30	預 7:30～18:30	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	－	282-2054
私	フレンドこども園（川中島町今井1344-4）	45	8:30～16:30	7:30～18:30	－	－	◎	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	○	284-4315
私	ころぽっくるこども園（川中島町御厨1258-1）	9	9:00～16:00	7:00～18:30	預 9:00～16:00	－	◎	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	○	286-6868
私	川中島こども園（川中島町上氷鮑143-1）	15	8:30～16:30	7:30～18:30	預 7:30～18:30	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	－	284-4069
私	丹波島こども園（青木島3-10-3）	9	9:00～16:00	7:00～18:30	預 9:00～16:00	－	◎	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	○	284-2727
私	長野大橋保育園（青木島町大塚463-4）	15	8:30～16:30	7:15～18:30	預 8:30～16:30	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	－	285-3788
私	俊英幼稚園（青木島町大塚1535）	60	8:30～15:00	7:30～18:30	預 7:30～18:30	○	○	入園料 40,000円 保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	3,000円	○	284-5575
私	東長野幼稚園（小島田町133）	60	8:30～15:00	7:30～18:30	預 7:30～18:30	○	○	入園料 40,000円 保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	3,000円	○	284-1789
私	下氷鮑保育園（稲里町下氷鮑68-1）	15	8:30～16:30	7:30～19:00	預 8:30～16:30	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	－	284-2137
私	南長野幼稚園[注5]（稲里1-15-12）	90	8:30～15:00	7:30～18:30	預 7:30～18:30	○	◎	入園料 40,000円 保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	3,000円	○	284-2001
市	なかじょう保育園（中条2770）	30	8:30～15:00	7:30～18:30	預 7:30～18:30	－	○	入園料・保育料 0円	弁当 － / 給食 週5日	－	－	268-3529

幼稚園

新制度		施設名（所在地）	定員	通常教育時間（教育標準時間）	最大開所時間	土曜日開所時間	2歳児受入	子育て支援	入園料・保育料[注1]	弁当・給食実施日数	バス（月額）	制服	電話番号
○	私	パドマ幼稚園（若松町1028）	55	8:30～15:00	8:00～17:30	通 奇数週 8:00～11:30	応相談	○	入園料・保育料 0円	弁当 週2日 / 給食 週3日	2,500円	○	234-5858
	私	長野あけぼの幼稚園（七瀬中町173）	280	8:40～15:00	7:40～18:00	－	○	○	入園料 25,000円★ 保育料 25,500円★	弁当 月2日 / 給食 週5日	3,300円	○	226-3419
	私	ルンビニ幼稚園（栗田465）	160	8:30～15:00	7:30～19:00	預 8:00～17:00	○	○	入園料 10,000円★ 保育料 25,700円★	弁当 月2日 / 給食 週5日	2,500円	○	226-7685
	私	古牧あけぼの幼稚園（高田五分一685）	280	8:40～15:00	7:40～18:00	－	○	○	入園料 25,000円★ 保育料 25,500円★	弁当 月2日 / 給食 週5日	3,300円	○	227-6158
○	私	長野日本大学幼稚園（東和田577）	105	8:30～14:50	7:30～19:00	－	○	○	入園料 25,000円 保育料 0円	弁当 年2回 / 給食 週5日	3,000円	○	243-1432
○	私	和光幼稚園（西和田2-20-22）	45	8:30～15:00	8:00～17:30	－	応相談	○	入園料 25,000円 保育料 0円	弁当 週2日 / 給食 週3日	3,000円	○	243-1737
○	私	古里中央幼稚園（金箱311）	60	8:15～15:00	8:15～18:00	－	－	○	入園料 25,000円 保育料 0円	弁当 週1日 / 給食 週4日	2,800円	○	296-1616
○	私	こどもの森幼稚園（上ヶ屋2471-2554）	55	9:00～15:00	8:30～17:00	－	応相談	○	入園料 40,000円 保育料 0円	弁当 週5日 / 給食 －	9,800円	－	239-3302

※ 子育て支援　◎ … 子育て支援センター併設　○ … 園開放・子育て相談

※ 土曜日開所時間　通 … 通常登園　預 … 預かり保育（有料[注2]）

注1　新制度に移行していない施設の入園料・月額保育料（★）は、月額上限 28,000 円までが無償化となります。詳しくは、「(2) 幼児教育・保育の無償化について」（7 ページ）をご覧ください。

注2　預かり保育の利用料は、保育の必要性の認定を受けた場合、利用日数に応じて新２号認定なら月額最高 12,300 円まで、新３号認定なら月額最高 17,700 円まで、長期休業のある月（４・７・８・３月）は国の無償化に加え月額最高 10,000 円までが無償化の対象になります。詳しくは、「5. 預かり保育の無償化について」（9～12 ページ）をご覧ください。

注3　未就園児教室を実施している施設もあります。詳しくは各施設までお問い合わせください。

注4　施設情報は令和８年４月１日時点の状況です（注５の施設を除く）。

注5　令和９年４月移行予定の施設です（施設情報は令和８年９月時点）。

提出書類チェックリスト（新規申込者用）

この「提出書類チェックリスト」で申し込みに必要な書類を施設で確認してください。
提出の際は、この「提出書類チェックリスト」を持参して添付書類等の確認を受けてください。

★幼稚園・認定こども園（教育利用）

所定様式のうち、口座振替依頼書以外の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。 ▲

1 全申込者が必要な書類

該当	提出書類			提出確認欄	本書
○	給付認定申請書 兼 利用申込書 所定様式				区分共通 3P
○	個人番号	マイナンバー記入用紙 所定様式			
		番号確認書類（申請者のみ）	マイナンバーカード（裏面）または通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票の写し（原本） から1点をマイナンバー記入用紙に貼付（※令和２年５月25日以降に住所・氏名が変更している通知カードは番号確認書類として使用することはできません）		
		身元確認書類（申請者のみ）	マイナンバーカード（表面）、運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等から1点をマイナンバー記入用紙に貼付		

2 保育を必要とする理由を証明する書類（預かり保育の無償化のための保育認定を受ける場合）

該当	保護者の状況	該当者	提出書類	提出確認欄 父	提出確認欄 母	本書
	就労（育児休業からの復職を含む）	□父 □母	就労証明書 所定様式			区分共通 9～12P
	妊娠、出産	□母	母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されている箇所）			
	保護者の疾病、障害	□父 □母	診断書※1 所定様式 または障害者手帳※2等の写し ※1 ４月利用開始の場合は、令和９年２月以降に証明を受け、令和９年３月５日までに提出してください。 ※2 身体障害者手帳（４級以上）、療育手帳（A1・A2・B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（３級以上）の写し			
	同居または長期入院等している親族の介護・看護	□父 □母	タイムスケジュール表 所定様式 と次のいずれかの書類 診断書※1 所定様式 、障害者手帳等※3の写し、 介護保険の要介護3以上の認定結果の写し ※3 身体障害者手帳（2級以上）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（１級）の写し			
	災害復旧	□父 □母	り災証明書			
	求職活動（起業準備を含む）	□父 □母	求職に関する申立書 所定様式 ※ 起業準備の場合は、開業届等も提出してください。			
	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	□父 □母	時間割（カリキュラム）表及び在学証明書（または、学生証の写し） ※ 職業訓練の場合は、時間割（カリキュラム）表及び公共職業安定所発行の指示書等の写し			
	その他市長が認める理由	□父 □母	介護・看護に同じ			

3 該当の方のみ追加で提出が必要な書類

該当	状況		該当者	提出書類	提出確認欄 父	提出確認欄 母	本書
	預かり保育の無償化を希望している方のうち自身が代表者として事業を営んでいる場合		□父 □母	就労状況申告書（就労証明書４ページ） 所定様式 、 収入のわかる書類（注）、 事業を営んでいることがわかる書類（複数）			区分共通 就労証明書4P
	預かり保育の無償化を希望している方のうち就労先の代表者と親族関係がある場合		□父 □母	就労状況申告書（就労証明書４ページ） 所定様式 、 直近3か月分の給与や報酬がわかる明細書（注） ※ 明細書について、就労予定の場合は就労後に提出いただきます。			
	預かり保育の無償化を希望している方のうち外国籍かつ就労要件で申請する場合		□父 □母	在留期間・在留資格を証明する書類（在留カード表裏の写し等）			
	令和８年１月１日現在の住所（令和９年９月以降入所の場合は、令和９年１月１日現在の住所）	国内の場合	□父 □母	提出書類はありません。			移行 5P
		国外の場合	□父 □母	令和７年中（1～12月）の収入がわかる書類（注） ※ 令和９年９月以降入所する場合は、令和８年（2026年）中			
	申し込み時点で住所が長野市外の場合			提出書類はありませんが、利用開始日（４月から利用を希望する場合は３月末）までに必ず引っ越し・転入の届出をしてください。			区分共通 3P
	市立認定こども園を希望する場合	口座振替WEB申込サービスを利用する場合		WEBサイトから口座の登録をしてください。			6P
		口座振替WEB申込サービスを利用しない場合		口座振替依頼書 所定様式 （利用施設に備え付けてあります。）			
	申請児童の兄・姉が特別支援学校の幼稚部等を利用している場合			在学証明書または受給者証の写し			移行 5P
	ひとり親世帯の場合			ひとり親世帯であることが児童扶養手当の申請状況等から確認できない場合、追加で資料の提出を依頼することがあります。			区分共通 3P
	離婚調停中の場合			（家庭裁判所交付の）事件係属証明書			区分共通 3P

（注） 収入がわかる書類をご提出の際、証明書の内容を施設に見られたくない場合は、封筒などに封入していただければ、施設は開封することなく市へ提出します。
その際は封筒や証明書の欄外に児童氏名及び第一希望施設を必ず記入してください。